

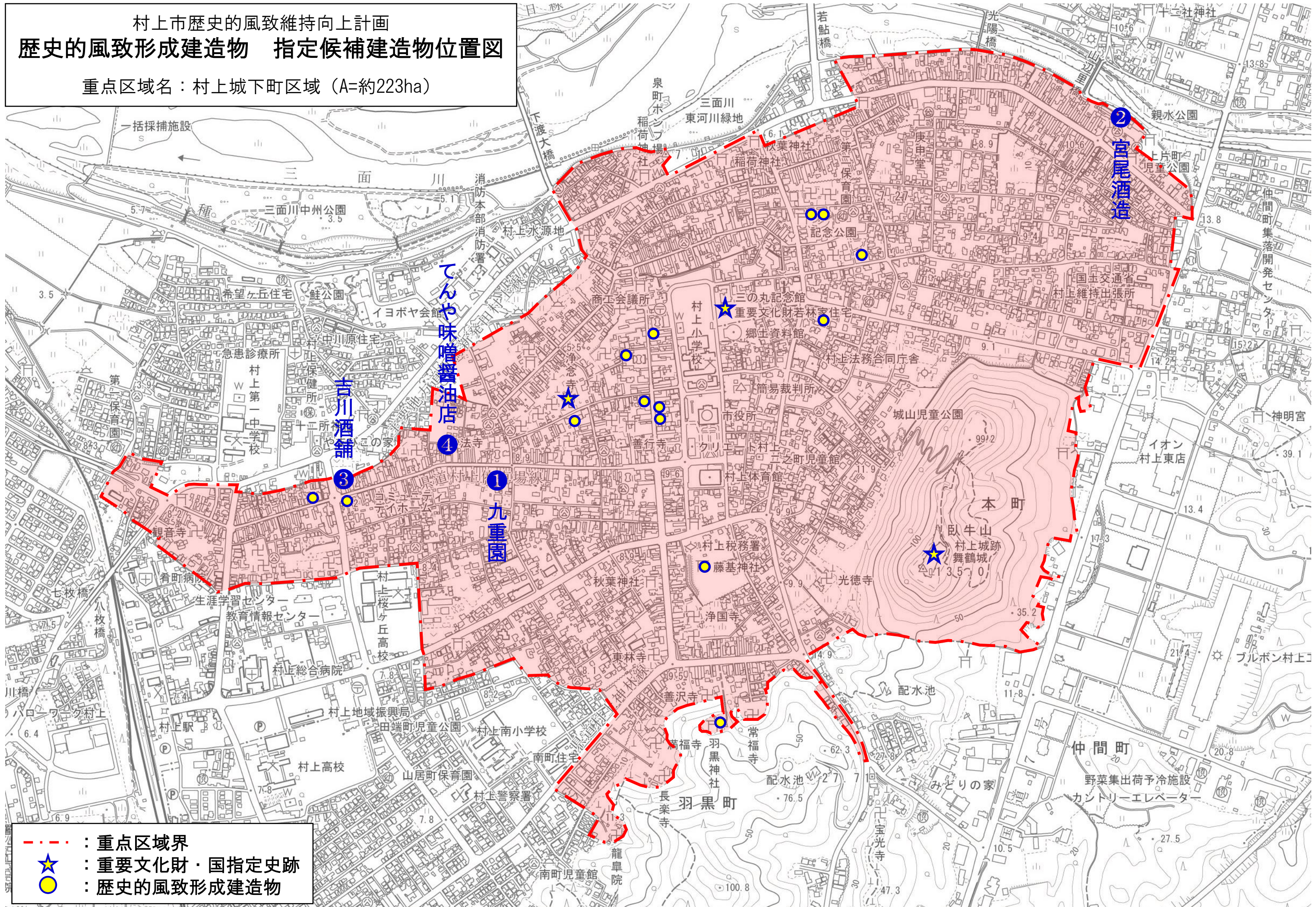
## 村上市歴史的風致形成建造物指定候補リスト (平成 29 年度追加分)

| No | 建造物概要   | 現況写真   | 備考   |
|----|---|--|--|
| ①  | 建造物名：九重園<br>(店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵)<br>所在地：村上市小国町3番16号(旧町人町)<br>※旧浜通り沿線<br>建築年代：店舗 約255年以前<br>※宝暦12年(1762)以前<br>座敷棟 大正8年(1919)<br>古土蔵 明治29年(1896)<br>新土蔵 明治29年(1896)<br>構造：木造<br>所有体系：個人<br>その他：覆い屋は建築年代不明 |    | 関連する歴史的風致<br>①村上天下の祭礼にみる歴史的風致<br>④北限の茶処にみる歴史的風致<br><br>一般公開状況<br>・通年で公開(店舗営業時のみ公開)     |
| ②  | 建造物名：宮尾酒造(主屋)<br>所在地：村上市上片町5番15号(旧町人町)<br>※出羽街道沿線<br>建築年代：主屋 文政2年(1819)<br>構造：木造<br>所有体系：個人<br>その他：土蔵は未調査   |   | 関連する歴史的風致<br>①村上天下の祭礼にみる歴史的風致<br>②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致<br><br>一般公開状況<br>・通年で公開(店舗営業時のみ公開) |
| ③  | 建造物名：吉川酒舗<br>(主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵)<br>所在地：村上市肴町1番5号(旧町人町)<br>※旧浜通り沿線<br>建築年代：主屋 文政10年(1827)<br>土蔵 嘉永2年(1849)<br>醤油蔵 文政5年(1822)<br>入蔵 天保14年(1843)以前<br>構造：木造<br>所有体系：個人<br>その他：                             |  | 関連する歴史的風致<br>①村上天下の祭礼にみる歴史的風致<br>②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致<br><br>一般公開状況<br>・通年で公開(店舗営業時のみ公開) |
| ④  | 建造物名：てんや味噌醤油店(主屋・土蔵)<br>所在地：村上市小国町4番19号(旧町人町)<br>※旧浜通り沿線<br>建築年代：主屋 大正6年(1917)<br>土蔵 大正6年(1917)以前<br>構造：木造<br>所有体系：個人<br>その他：   |  | 関連する歴史的風致<br>①村上天下の祭礼にみる歴史的風致<br><br>歴史的風致形成建造物指定提案制度により提案を受けた建造物                      |



# 村上市歴史的風致維持向上計画 歴史的風致形成建造物 指定候補建造物位置図

重点区域名：村上城下町区域（A=約223ha）



- : 重点区域界
- ★ : 重要文化財・国指定史跡
- : 歴史的風致形成建造物



歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

資料 1 - 1 (報告(1)関係)

| No | 事業名称 (事業期間)               | 平成 29 年度の実施状況等   |
|----|---------------------------|--|
| 1  | 歴史遺構顕在化調査事業 (H29-37)      | 未調査<br>※市役所本庁舎周辺の確認調査を延期   |
| 2  | 史跡村上城跡整備事業 (H10-37)       | 発掘調査、黒門跡周辺整備準備工、石垣移動量調査、<br>出櫓台跡調査報告書刊行、保存活用計画策定準備<br>※平成 10 年度から継続  |
| 3  | 史跡平林城跡整備事業 (H11-37)       | 発掘調査、展示室併設トイレ建築<br>※平成 11 年度から継続   |
| 4  | 重要文化財若林家住宅修復事業 (H3-37)    | 動力消火ポンプ取替、タタキ修繕<br>※平成 11 年度から継続   |
| 5  | 市指定文化財武家住宅修復事業 (H14-37)   | 修復箇所無し<br>※平成 14 年度から継続  |
| 6  | 国県市指定文化財保存事業 (H22-37)     | 補助件数：4 件<br>※平成 22 年度から継続  |
| 7  | 歴史的風致形成建造物保存事業 (H29-37)   | 補助件数：0 件<br>※平成 29 年度に新規事業化  |
| 8  | 建造物外観修景事業 (H29-37)        | 補助件数：1 件<br>※平成 29 年度に新規事業化  |
| 9  | 景観形成助成金事業 (H12-37)        | 補助件数：0 件<br>※平成 22 年度から継続  |
| 10 | 文化財等普及啓発事業 (H29-37)       | 村上まつりの重要無形民俗文化財の指定<br>重点区域内のまち歩きパンフレットの作成<br>若林家住宅における茶会や豆まき等の開催<br>旧岩間家住宅等での「昔の村上」パネル展の開催<br>旧成田家住宅での昔の遊び・食の体験会の開催<br>村上城跡の遺構探検会の開催 |
| 11 | 観光イベント事業 (H21-37)         | 補助件数：11 件<br>※歴史的風致の範囲内での補助件数：6 件  |
| 12 | 道路美装化事業 (H29-37)          | 未実施<br>※無電柱化事業に併せて実施予定   |
| 13 | 無電柱化事業 (H31-37)           | 電線管理者と協議中<br>※協議路線：市道安善寺・市道安泰寺線の 2 路線  |
| 14 | 歴史遺構跡整備事業 (H28-37)        | 市役所本庁舎周辺の整備を検討中  |
| 15 | まちなか景観魅力アップ事業 (H28-37)    | 補助件数：1 件<br>※歴史的風致の範囲内での補助件数：1 件   |
| 16 | 木造住宅耐震診断・改修補助金事業 (H22-32) | 補助件数 (診断)：3 件 (改修)：0 件<br>※歴史的建造物の診断件数：1 件   |
| 17 | 創業応援事業 (H28-37)           | 補助件数：所管課 (商工観光課) にて集計中   |

## 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業

| No | 事業名称（事業期間）              | 平成 29 年度の実施状況等  |
|----|-------------------------|---|
| 18 | 空き家バンク移住応援補助金事業（H27-37） | 補助件数：2 件<br>※歴史的建造物において活用した件数：0 件   |
| 19 | 地方産業育成資金貸付事業（H20-37）    | 補助件数：所管課（商工観光課）にて集計中  |
| 20 | 村上堆朱育成推進事業（H28-37）      | 販路拡大に向けたプロモーションの実施と後継者育成のための補助金の交付<br>後継者育成補助件数：3 人<br>※平成 29 年度から 31 年度までの支援 |
| 21 | 歴史的資源学習会事業（H24-37）      | 城下町探検ウォーク（村上地域）<br>塩谷の町屋散策（砂山地域）<br>※上記他、各まちづくり協議会にて実施                        |
| 22 | 伝統芸能体験事業（H24-37）        | 「村上まつり」の体験講座の開催（村上地域）<br>「大栗田のあまめはぎ」学習会の開催（山辺里地域）<br>※上記他、各まちづくり協議会にて実施       |

村上市歴史的風致維持向上計画 変更箇所一覧 (平成 29 年度変更分)

●歴史的風致形成建造物指定候補の追加

| 変更後<br>ページ | 変更前<br>ページ | 変更内容   | 変更理由   |
|------------|------------|--|--|
| 251        | 251        | 歴史的風致形成建造物の指定候補に建造物 4 件を追加<br>追加) 九重園 (店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵)<br>宮尾酒造 (主屋)<br>吉川酒舗 (主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵)<br>てんや味噌醤油店 (主屋・土蔵) | 歴史的風致の形成に寄与し保全を図る必要が建造物であるため<br>関係する歴史的風致) 九重園：④①<br>宮尾酒造：②①<br>吉川酒舗：②①<br>てんや味噌醤油店：①<br><br>※重点区域内の歴史的風致<br>①村上天下の祭礼にみる歴史的風致 ②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致<br>③村上天下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④北限の茶処にみる歴史的風致 |
| 251        | 252        | 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図に候補建造物 4 件を追加<br>追加) ◆マークを追加   | 歴史的風致形成建造物の候補建造物の追加に伴い追加する建造物の<br>位置を明示するため  |

●歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建造物の説明文の追加

| 変更後<br>ページ | 変更前<br>ページ | 変更内容                          | 変更理由   |
|------------|------------|-------------------------------|--|
| 64         | 64         | 建造物の説明文・写真の追加<br>追加) てんや味噌醤油店 | 歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建造物と歴史的風致の<br>関係性を説明するため |
| 88         | 88         | 建造物の説明文・写真の追加<br>追加) 吉川酒舗     | 歴史的風致形成建造物指定候補の追加に伴う建造物と歴史的風致の<br>関係性を説明するため |

●歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業に支援事業名を追加

| 変更後<br>ページ | 変更前<br>ページ | 変更内容   | 変更理由   |
|------------|------------|--|--|
| 232        | 232        | 支援事業名を修正<br>修正前) 村上市単独<br>修正後) 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) | 平成 29 年度より社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)<br>を導入し実施しているため (実績なし) |
| 233        | 233        | 支援事業名を修正<br>修正前) 村上市単独<br>修正後) 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) | 平成 29 年度より社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)<br>を導入し実施しているため (実績あり) |

村上市歴史的風致維持向上計画 変更箇所一覧（平成 29 年度変更分）

●語句の訂正

| 変更後<br>ページ | 変更前<br>ページ | 変更内容   | 変更理由  |
|------------|------------|--|---|
| 10         | 10         | 行政区域面積を訂正<br>訂正前) 1,174.24 k m <sup>2</sup> 訂正後) 1,174.26 k m <sup>2</sup> | 国土地理院において公表されている行政区域面積と整合を図るため              |
| 103        | 103        | 「大八車塾」の活動開始年を訂正<br>訂正前) 平成 27 年度 訂正後) 平成 27 年 (2015) 3 月                   | 活動開始年を誤記載したため                               |
| 249        | 249        | 歴史的風致形成建造物の候補建造物名の訂正<br>訂正前) 西奈弥神社境内撰社神明宮<br>訂正後) 西奈弥羽黒神社境内撰社神明宮           | HPにて公表している文化財一覧に明記された名称を採用したが、正式な文化財名と異なるため |

新 旧

歴史的風致形成建造物の指定候補に建造物 4 件を追加

第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項

表 歴史的風致形成建造物指定候補

| 建造物名<br>[所在地]                | 区分  | 年代   | 構造 | 所有者 | 外観写真 |
|------------------------------|-----|--|----|-----|------|
| 山上染物店（主屋）<br>[肴町]            | 国登録 | 江戸後期から明治初期   | 木造 | 個人  |      |
| 井筒屋旅館（主屋）<br>[小町]            | 国登録 | 主屋：明治末期  | 木造 | 個人  |      |
| 九重園（店舗・座敷棟・古土蔵・新土蔵）<br>[小国町] | その他 | 店舗 宝暦 12 年以前<br>座敷棟 大正 8 年<br>古土蔵 明治 29 年<br>新土蔵 明治 29 年 | 木造 | 個人  |      |
| 宮尾酒造（主屋）<br>[上片町]            | その他 | 主屋 文政 2 年  | 木造 | 個人  |      |
| 吉川酒舗（主屋・土蔵・醤油蔵・入蔵）<br>[肴町]   | その他 | 主屋 文政 10 年<br>土蔵 嘉永 2 年<br>醤油蔵 文政 5 年<br>入蔵 天保 14 年以前    | 木造 | 個人  |      |
| てんや味噌醤油店（主屋・土蔵）<br>[小国町]     | その他 | 主屋 大正 6 年<br>土蔵 大正 6 年以前                                 | 木造 | 個人  |      |

第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項

表 歴史的風致形成建造物指定候補

| 建造物名<br>[所在地]     | 区分  | 年代         | 構造 | 所有者 | 外観写真 |
|-------------------|-----|------------|----|-----|------|
| 山上染物店（主屋）<br>[肴町] | 国登録 | 江戸後期から明治初期 | 木造 | 個人  |      |
| 井筒屋旅館（主屋）<br>[小町] | 国登録 | 主屋：明治末期    | 木造 | 個人  |      |

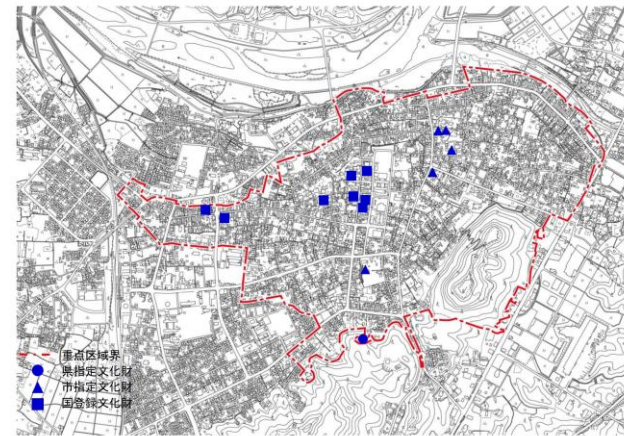


図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図

村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表（平成 29 年度変更分）

新

歴史的風致形成建造物指定候補の分布図に候補建造物 4 件を追加

村上市歴史的風致維持向上計画

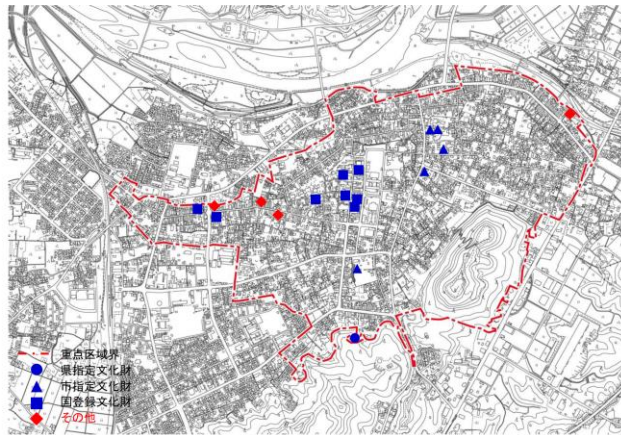


図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図

旧

第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項

表 歴史的風致形成建造物指定候補

| 建造物名<br>[所在地]     | 区分  | 年代         | 構造 | 所有者 | 外観写真 |
|-------------------|-----|------------|----|-----|------|
| 山上染物店（主屋）<br>[肴町] | 国登録 | 江戸後期から明治初期 | 木造 | 個人  |      |
| 井筒屋旅館（主屋）<br>[小町] | 国登録 | 主屋：明治末期    | 木造 | 個人  |      |

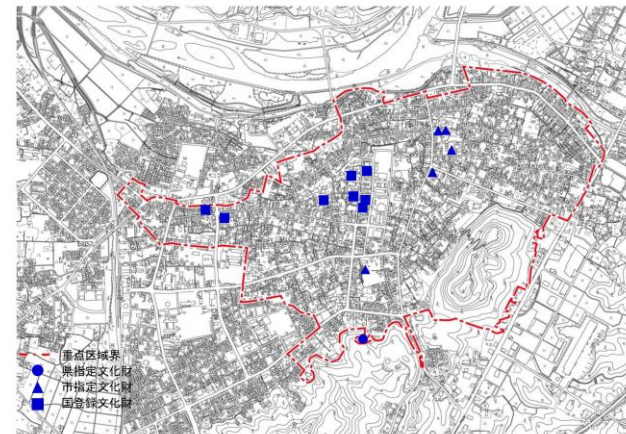






図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図



# 村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表 (平成 29 年度変更分)

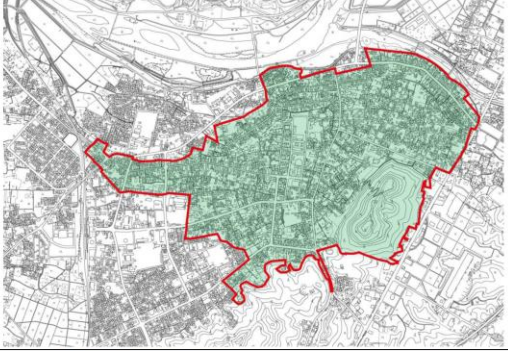

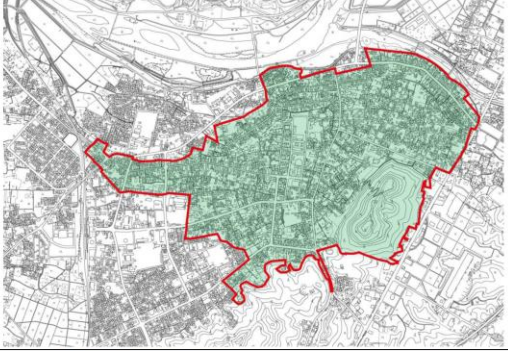

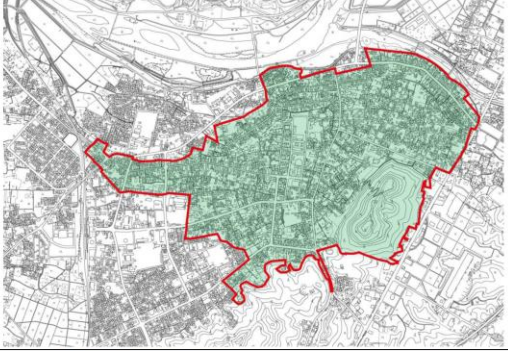

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>建造物の説明文・写真の追加</p> <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p>一位羽黒山三社大権現一萬度御祓大麻 神主 江見将曹 差札ハ 正一位羽黒山三社大権現御城中繁栄御武運長久祈所 右 鳥ノ子紙也 (中略)</p> <p>一 正月七日 先例之通御代参 御初尾鳥目三拾疋御神納也 御小性嶋田數馬殿御勤也」とあり、江見神主が元日に登城して御祓を行い、正月七日には城中より神社へ御初尾が納められている様子が記されている。また、10月の日誌には、</p> <p>「一 十月廿九日 御取次伊久美右衛門殿宅江世倅差出シ請取候御社料米御手形之写扣覽</p> <p>一 米四十五俵也 右ハ羽黒為社米御渡可被成候、以上」</p> <p>神社が村上城主から社料米を受け取った際の記述である。</p> <p>この年の日誌には記されていないが、例年9月15日には、領主の参詣あるいは代参があり、初尾金として百疋を神納している。また、藩から命ぜられて神楽を行うことも度々あり、年間を通じて西奈弥羽黒神社と村上城主は密接なつながりをもっていたことがうかがえる。</p> <p>しやぎり屋台が巡行する村上城下の町人町などでは、提灯、簾、紅白幕、御幣、神酒、屏風などをしつらえ、客を持て成す場とする。それもまた舞台の一つではある。</p> <p>旧浜通り沿いの肴町に建つ「山上染物店 (山上家住宅) (国登録有形文化財) は、13代続く染物店であり、村上まつりや村上七夕まつりなどに着用する法被を受注していて、祭りとは切り離すことのできない存在である。初代は、寛文年間に分家して姫路から当地へ移った。屋号は、「紺屋」で12代目までは染物のほか、養蚕や、機織りなども営んでいた。棟札は発見されていないが、和釘や鼻栓が使用されていることから江戸時代後期から明治初期の建築と推測されている建造物である。</p>  <p>図 山上染物店 (山上家住宅)</p> <p>また、「山上染物店 (山上家住宅) 同様、村上まつりの祭礼行事のルートである旧浜通り沿いの小国町に建つ「てんや味噌醤油店 (加藤家住宅)」は、4代目当主から醤油の製造販売業を始めたと伝えられており、現当主で10代となるが、現在も醤油の製造販売業を営んでいる。</p> <p>主屋は、大正6年(1917)に瀬波町の廻船問屋「小嶋屋」の建造物を移築したことが棟札から判明しており、旧村上城下の町人町内では比較的少ない出桁造りとなっている。</p>  <p>図 てんや味噌醤油店 (加藤家住宅)</p> <p>また、旧出羽街道沿いの小町に建つ「井筒屋 (鳥山家住宅) (国登録有形文化財) は、文化年間(1804~1817)の初代から8代続いた旅籠屋であり、一時休業していたが、現在は、所有者自らが、宿泊業兼店舗として活用している。棟札は見つかっていないが、明治5年(1872)に小町大火が起きた事や元は石置き屋根であったことから明治末期までには建築されたと推測できる。なお、「井筒屋 (鳥山家住宅)」が建つこの地は、かつて「久左衛門」という人が旅籠屋を営み、元禄2年(1689)に「奥の細道」の途次に村上城下を訪れた松尾芭蕉が曾良と共に宿泊したところであるとされている。</p>  <p>図 井筒屋 (鳥山家住宅)</p> <p>町人町などで行われている祭りのしつらえは、屋内外でいくつかの要素を組み合わせ、その連続性が祭礼空間の華々しさを演出している。それは、祭礼時の非日常的な空間であることはもちろん、信仰行事であるまつり本来の姿を象徴することでもある。</p> | <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p>一位羽黒山三社大権現一萬度御祓大麻 神主 江見将曹 差札ハ 正一位羽黒山三社大権現御城中繁栄御武運長久祈所 右 鳥ノ子紙也 (中略)</p> <p>一 正月七日 先例之通御代参 御初尾鳥目三拾疋御神納也 御小性嶋田數馬殿御勤也」とあり、江見神主が元日に登城して御祓を行い、正月七日には城中より神社へ御初尾が納められている様子が記されている。また、10月の日誌には、</p> <p>「一 十月廿九日 御取次伊久美右衛門殿宅江世倅差出シ請取候御社料米御手形之写扣覽</p> <p>一 米四十五俵也 右ハ羽黒為社米御渡可被成候、以上」</p> <p>神社が村上城主から社料米を受け取った際の記述である。</p> <p>この年の日誌には記されていないが、例年9月15日には、領主の参詣あるいは代参があり、初尾金として百疋を神納している。また、藩から命ぜられて神楽を行うことも度々あり、年間を通じて西奈弥羽黒神社と村上城主は密接なつながりをもっていたことがうかがえる。</p> <p>しやぎり屋台が巡行する村上城下の町人町などでは、提灯、簾、紅白幕、御幣、神酒、屏風などをしつらえ、客を持て成す場とする。それもまた舞台の一つではある。</p> <p>旧浜通り沿いの肴町に建つ「山上染物店 (山上家住宅) (国登録有形文化財) は、13代続く染物店であり、村上まつりや村上七夕まつりなどに着用する法被を受注していて、祭りとは切り離すことのできない存在である。初代は、寛文年間に分家して姫路から当地へ移った。屋号は、「紺屋」で12代目までは染物のほか、養蚕や、機織りなども営んでいた。棟札は発見されていないが、和釘や鼻栓が使用されていることから江戸時代後期から明治初期の建築と推測されている建造物である。</p>  <p>図 山上染物店 (山上家住宅)</p> <p>また、旧出羽街道沿いの小町に建つ「井筒屋 (鳥山家住宅) (国登録有形文化財) は、文化年間(1804~1817)の初代から8代続いた旅籠屋であり、一時休業していたが、現在は、所有者自らが、宿泊業兼店舗として活用している。棟札は見つかっていないが、明治5年(1872)に小町大火が起きた事や元は石置き屋根であったことから明治末期までには建築されたと推測できる。なお、「井筒屋 (鳥山家住宅)」が建つこの地は、かつて「久左衛門」という人が旅籠屋を営み、元禄2年(1689)に「奥の細道」の途次に村上城下を訪れた松尾芭蕉が曾良と共に宿泊したところであるとされている。</p>  <p>図 井筒屋 (鳥山家住宅)</p> <p>町人町などで行われている祭りのしつらえは、屋内外でいくつかの要素を組み合わせ、その連続性が祭礼空間の華々しさを演出している。それは、祭礼時の非日常的な空間であることはもちろん、信仰行事であるまつり本来の姿を象徴することでもある。</p> |

村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表 (平成 29 年度変更分)

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>建造物の説明文・写真の追加</p>  |   |
| <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p>三面川支流の門前川左岸、出羽街道口近くの上片町に建つ「宮尾酒造 (宮尾家住宅)」は、三面川の伏流水を用いた日本酒の醸造元で、文政 2 年 (1819) の創業である。屋号は「大関屋」で江戸時代後期から明治時代までは廻船問屋も営んでいた。</p> <p>なお、主屋は、創業当時に建築されたものといわれている。</p> <p>札の辻近くの大町に建つ酒販売店である「益甚酒店 (益田家住宅)」 (国登録有形文化財) は、明治 42 年 (1909) に初代がこの土地と建物を購入し、酒造業及び製茶業を営んでいたが、現在は、酒販売業を営んでいる。一時期は、隣地で郵便局を経営するなど、旧村上城下を代表する大きな店舗の一つである。</p> <p>主屋兼酒蔵は、棟札から明治 25 年 (1892) の建築と判明している。主屋と酒蔵は、一体的に建てられ、西側が、主屋、東側が酒蔵となっている、店舗の棟札は見つかっていないが、家族や元従業員の記憶、昭和 10 年 (1935) の写真などから昭和 7 年 (1932) の建築と推測される。間口からみても、村上城下の町家の中では規模の大きなものといえる。土蔵の棟札も見つかっていないが、初代が残した大正 11 年 (1922) の記録には、明治 42 年 (1909) に家屋敷、土蔵、酒造器械一切を買い受けたとある。</p> <p>また、「益甚酒店 (益田家住宅)」同様、現在、酒販売業を営んでいる「吉川酒舗 (吉川家住宅)」は、旧浜通り沿いの肴町に立地する建造物であり、通りの向かいには、「山上染物店 (山上家住宅)」が立地している。</p> <p>吉川家は、現当主で 12 代目となるが、5 代目が文政 5 年 (1822) に醤油屋、文政 10 年 (1827) に米屋を創業し、10 代目が大正 12 年 (1923) に造り酒屋を創業しており、屋号は「長門屋」である。</p> <p>古建築研究会による建造物調査において、各建造物の棟札が発見されており、主屋は文政 10 年 (1827)、土蔵は嘉永 2 年 (1849)、醤油蔵は文政 5 年 (1822) の建築と判明した。入蔵は天保 14 年 (1843) と記された祈願札が発見されているが、家人によると醤油蔵とほぼ同時期である文政 5 年 (1822) 頃に建築されたと言われている。</p>  <p>図 宮尾酒造 (宮尾家住宅)</p>  <p>図 益甚酒店 (益田家住宅)</p>  <p>図 吉川酒舗 (吉川家住宅)</p> | <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p>三面川支流の門前川左岸、出羽街道口近くの上片町に建つ「宮尾酒造 (宮尾家住宅)」は、三面川の伏流水を用いた日本酒の醸造元で、文政 2 年 (1819) の創業である。屋号は「大関屋」で江戸時代後期から明治時代までは廻船問屋も営んでいた。</p> <p>なお、主屋は、創業当時に建築されたものといわれている。</p> <p>札の辻近くの大町に建つ酒販売店である「益甚酒店 (益田家住宅)」 (国登録有形文化財) は、明治 42 年 (1909) に初代がこの土地と建物を購入し、酒造業及び製茶業を営んでいたが、現在は、酒販売業を営んでいる。一時期は、隣地で郵便局を経営するなど、旧村上城下を代表する大きな店舗の一つである。</p> <p>主屋兼酒蔵は、棟札から明治 25 年 (1892) の建築と判明している。主屋と酒蔵は、一体的に建てられ、西側が、主屋、東側が酒蔵となっている、店舗の棟札は見つかっていないが、家族や元従業員の記憶、昭和 10 年 (1935) の写真などから昭和 7 年 (1932) の建築と推測される。間口からみても、村上城下の町家の中では規模の大きなものといえる。土蔵の棟札も見つかっていないが、初代が残した大正 11 年 (1922) の記録には、明治 42 年 (1909) に家屋敷、土蔵、酒造器械一切を買い受けたとある。</p>  <p>図 宮尾酒造 (宮尾家住宅)</p>  <p>図 益甚酒店 (益田家住宅)</p>  <p>図 酒蔵・酒舗の分布</p> |
| 88  | 88  |



村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表 (平成 29 年度変更分)

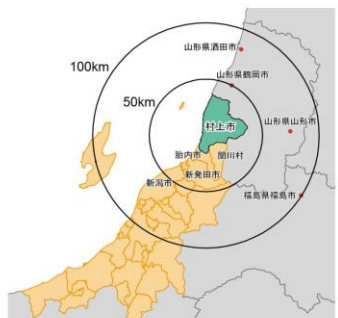

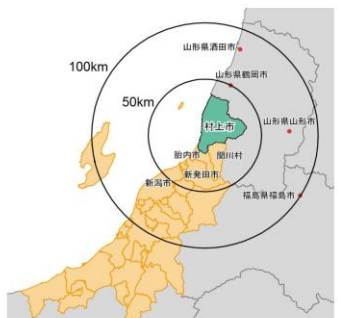

| 新   | 旧  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
|---|--|----------------|-------------|--|------|-----|------|-------------|-------|-------------------------|--|--|------|---|--|--|------|--|--|--|------------------------|--|--|--|--|-----|----------------|--|--|------|-----|------|-------------|-------|-------|--|--|------|---|--|--|------|--|--|--|------------------------|--|--|--|
| <p>支援事業名を修正</p> <div data-bbox="212 343 1019 1380"> <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>事業 No. 7</b> <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="3">歴史的風致形成建造物保存事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>村上市</td> <td>事業期間</td> <td>平成 29～37 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td colspan="3">社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td colspan="3">重点区域<br/></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="3"> <br/>                     歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。                 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td colspan="3">                     重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。                 </td> </tr> </table> </div> | 事業名  | 歴史的風致形成建造物保存事業 |             |  | 事業主体 | 村上市 | 事業期間 | 平成 29～37 年度 | 支援事業名 | 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業) |  |  | 事業箇所 | 重点区域<br> |  |  | 事業概要 | <br>歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。 |  |  | 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | 重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。 |  |  | <div data-bbox="1220 343 2027 1380"> <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>事業 No. 7</b> <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br/> <input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td colspan="3">歴史的風致形成建造物保存事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>村上市</td> <td>事業期間</td> <td>平成 29～37 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td colspan="3">村上市単費</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td colspan="3">重点区域<br/></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td colspan="3"> <br/>                     歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。                 </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td colspan="3">                     重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。                 </td> </tr> </table> </div> | 事業名 | 歴史的風致形成建造物保存事業 |  |  | 事業主体 | 村上市 | 事業期間 | 平成 29～37 年度 | 支援事業名 | 村上市単費 |  |  | 事業箇所 | 重点区域<br> |  |  | 事業概要 | <br>歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。 |  |  | 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | 重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。 |  |  |
| 事業名   | 歴史的風致形成建造物保存事業   |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業主体  | 村上市  | 事業期間           | 平成 29～37 年度 |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 支援事業名   | 社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業箇所  | 重点区域<br>  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業概要  | <br>歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。   |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由  | 重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。 |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業名   | 歴史的風致形成建造物保存事業   |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業主体  | 村上市  | 事業期間           | 平成 29～37 年度 |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 支援事業名   | 村上市単費  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業箇所  | 重点区域<br>  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業概要  | <br>歴史的建造物を保全するため耐震化及び老朽箇所を修繕しながら外観を修景しつつ、歴史的風致形成建造物として保存する。   |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由  | 重点区域内の旧町人町、寺町内には、戦前以前に建築された町家などの歴史的建造物が多数現存しているが、老朽化による破損や劣化、耐震上の問題等を修理や補修が必要な建造物が多く、また、建て替えによる歴史的建造物の喪失に繋がることから、これらの歴史的風致の要素となり得る建造物を保存することは歴史的風致の維持向上に寄与する。また、歴史的風致形成建造物の指定をきっかけとし、建造物の所有者に対し、保存の重要性についても周知できることから歴史的風致の維持向上に寄与する。 |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |
| 232   | 232  |                |             |  |      |     |      |             |       |                         |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |  |     |                |  |  |      |     |      |             |       |       |  |  |      |   |  |  |      |  |  |  |                        |  |  |  |

村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表（平成 29 年度変更分）

| 新  | 旧  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
|--|--|--|-----|-----------|------|-----|------|-------------|-------|------------------------|------|---|------|---|------------------------|--|---|-----------------|--|-----|-----------|------|-----|------|-------------|-------|-------|------|---|------|---|------------------------|--|
| <p>支援事業名を修正</p> <div style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"><b>事業 No. 8</b></td> <td> <input checked="" type="checkbox"/>歴史的建造物の調査・保存・修理・活用    <input type="checkbox"/>まちなか回遊性の向上<br/> <input checked="" type="checkbox"/>良好な市街地環境や景観の保全・形成    <input type="checkbox"/>歴史的活動の継承と支援・普及・啓発                 </td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>建造物外観修景事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>村上市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 29～37 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>                     重点区域<br/>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">233</p> | <b>事業 No. 8</b>  | <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br><input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発 | 事業名 | 建造物外観修景事業 | 事業主体 | 村上市 | 事業期間 | 平成 29～37 年度 | 支援事業名 | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） | 事業箇所 | 重点区域<br> | 事業概要 |  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p> | 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> | <div style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;"><b>事業 No. 8</b></td> <td> <input checked="" type="checkbox"/>歴史的建造物の調査・保存・修理・活用    <input type="checkbox"/>まちなか回遊性の向上<br/> <input checked="" type="checkbox"/>良好な市街地環境や景観の保全・形成    <input type="checkbox"/>歴史的活動の継承と支援・普及・啓発                 </td> </tr> <tr> <td>事業名</td> <td>建造物外観修景事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>村上市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成 29～37 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>村上市単費</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>                     重点区域<br/>  </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">233</p> | <b>事業 No. 8</b> | <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br><input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発 | 事業名 | 建造物外観修景事業 | 事業主体 | 村上市 | 事業期間 | 平成 29～37 年度 | 支援事業名 | 村上市単費 | 事業箇所 | 重点区域<br> | 事業概要 |  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p> | 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |
| <b>事業 No. 8</b>  | <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br><input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発   |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業名  | 建造物外観修景事業  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業主体   | 村上市  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業期間   | 平成 29～37 年度  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 支援事業名  | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）   |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業箇所   | 重点区域<br>  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業概要   |  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p>  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由   | <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| <b>事業 No. 8</b>  | <input checked="" type="checkbox"/> 歴史的建造物の調査・保存・修理・活用 <input type="checkbox"/> まちなか回遊性の向上<br><input checked="" type="checkbox"/> 良好な市街地環境や景観の保全・形成 <input type="checkbox"/> 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発   |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業名  | 建造物外観修景事業  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業主体   | 村上市  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業期間   | 平成 29～37 年度  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 支援事業名  | 村上市単費  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業箇所   | 重点区域<br>  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業概要   |  <p>アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物の歴史的な外観への修景行為等に対し経費の一部を補助する。</p>  |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由   | <p>事業地は、村上城下の町人町で最も早く開けた町であり、吉川家住宅を代表とする国登録有形文化財が数多く立地し、かつ、歴史的建造物である町家も現存する区域である。しかしながら、昭和 40 年代にアーケードと歩道が整備されたが、現在は建築物及びアーケードが老朽化し、国登録有形文化財周辺の歴史的風致に影響を与えていることから、アーケード等の近代的な設備の撤去及び建築物を歴史的な外観に修景することにより町人町としての町並み空間が復元され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |  |     |           |      |     |      |             |       |                        |      |   |      |   |                        |  |   |                 |  |     |           |      |     |      |             |       |       |      |   |      |   |                        |  |



# 村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表 (平成 29 年度変更分)




| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>行政区画面積を訂正</p>   |  |
| <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>第1節 自然的環境</b></p> <p>(1) 位置・地勢</p> <p>当市は、新潟県の最北部に位置しており、北東部は朝日連峰の稜線を境界として山形県に接し、平成 20 年 (2008) 4 月の市町村合併により現在の市域となったが、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の 1 市 2 町 2 村から構成されている。南部は関川村及び胎内市に接し、西部は日本海に面した約 50km の海岸線を有している。</p> <p>面積は、約 1,174.26 km<sup>2</sup> で新潟県の総面積 (12,583.32 km<sup>2</sup>) のおよそ 9.3% を占めており、近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり経済圏の一部として交流もある。また、70km 圏内には新発田市、新潟市及び山形県鶴岡市が立地している。</p>  <p>図 広域的な村上市の位置</p> <p>地形及び地質は、第四紀完新世 (沖積世) の未固結な地層が広がる平野部と、更新世 (洪積世) 以前の古い地層からなる山間部とに大別される。</p> <p>平野部は、朝日飯豊山塊に源を発する一級河川荒川及び二級河川三面川の流域に広がり、肥沃な水田として当市の農業基盤となっている。三面川中流域である朝日地域では段丘が見られ、三面川下流域の村上地域には主に扇状地、荒川流域の神林地域南部から荒川地域にかけては氾濫原が発達し平野を形成している。また、三面川河口以南には海岸線に沿って砂丘が発達している。</p> <p>山間部は、当市北部の山北地域から荒川流域の荒川地域まで広がっており、山北地域及び朝日地域、村上地域の大半を占める山間部は、朝日飯豊山塊で占められており、荒川地域及び神林地域では、山麓部の里山を形づくっている。同山塊は起伏に富んだ急峻な山岳地形を形成し、三面川河口以北の海岸部で日本海へ没している。</p>  <p>図 村上市の地形図</p> | <p>村上市歴史的風致維持向上計画</p> <p><b>第1節 自然的環境</b></p> <p>(1) 位置・地勢</p> <p>当市は、新潟県の最北部に位置しており、北東部は朝日連峰の稜線を境界として山形県に接し、平成 20 年 (2008) 4 月の市町村合併により現在の市域となったが、旧市町村でいう村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町の 1 市 2 町 2 村から構成されている。南部は関川村及び胎内市に接し、西部は日本海に面した約 50km の海岸線を有している。</p> <p>面積は、約 1,174.24 km<sup>2</sup> で新潟県の総面積 (12,583.32 km<sup>2</sup>) のおよそ 9.3% を占めており、近傍には胎内市、山形県鶴岡市があり経済圏の一部として交流もある。また、70km 圏内には新発田市、新潟市及び山形県鶴岡市が立地している。</p>  <p>図 広域的な村上市の位置</p> <p>地形及び地質は、第四紀完新世 (沖積世) の未固結な地層が広がる平野部と、更新世 (洪積世) 以前の古い地層からなる山間部とに大別される。</p> <p>平野部は、朝日飯豊山塊に源を発する一級河川荒川及び二級河川三面川の流域に広がり、肥沃な水田として当市の農業基盤となっている。三面川中流域である朝日地域では段丘が見られ、三面川下流域の村上地域には主に扇状地、荒川流域の神林地域南部から荒川地域にかけては氾濫原が発達し平野を形成している。また、三面川河口以南には海岸線に沿って砂丘が発達している。</p> <p>山間部は、当市北部の山北地域から荒川流域の荒川地域まで広がっており、山北地域及び朝日地域、村上地域の大半を占める山間部は、朝日飯豊山塊で占められており、荒川地域及び神林地域では、山麓部の里山を形づくっている。同山塊は起伏に富んだ急峻な山岳地形を形成し、三面川河口以北の海岸部で日本海へ没している。</p>  <p>図 村上市の地形図</p> |

# 村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表 (平成 29 年度変更分)

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p data-bbox="136 300 546 331">「大八車塾」の活動開始年を訂正</p> <div data-bbox="215 344 1016 1492"> <p data-bbox="667 384 958 400">第2章 村上市の維持向上すべき歴史的風致</p> <p data-bbox="300 432 958 475">村上天りのしゃぎり屋台は、江戸時代以来、村上天の手により修理などが行われ、制作当時の形態を残したまま現在に至るまで維持されている。</p> <p data-bbox="300 480 958 759">村上天下内外の歴史的建造物の修理、改修等に携わっている「越後村上天建築研究会」は、村上天りのしゃぎり屋台の制作や修理にも関わり、平成7年(1995)の小国町のしゃぎり屋台の解体修理や平成20年(2008)の片町しゃぎり屋台の制作に際しても考証を担当し、村上天の技術を継承した地元の大工や彫師、塗師が、これらのしゃぎり屋台の制作に携わっている。平成時代に入り、にわか屋台であった羽黒町と庄内町の2町において、しゃぎり屋台が制作されたが、この制作にも村上天の技術を受け継いだ職人が携わっており、庄内町のしゃぎり屋台は、平成11年(1999)に基礎となる屋台が制作された後も彫刻や漆塗りなどが施された装飾が少しずつ追加され、平成28年(2016)に全てが完成した。なお、新たな取り組みとして、平成27年(2015)3月からは、村上天建築組合と村上天高等職業訓練校などが主体となり、しゃぎり屋台の車輪である「大八車」の製作技術の継承を主な目的とした「大八車塾」が開催され、塾生が村上天りのしゃぎり屋台を維持すべき職人となるべく伝統技術の研鑽に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="365 772 907 962">  </div> <p data-bbox="517 965 824 981">図 村上天りの屋台組み立てと車輪修理の様子</p> <p data-bbox="300 1023 958 1090">村上天下では、大名の増石に伴って人口増となり、それとともに城下町も拡張された。当然のことながら武家住宅や町家などの建築ブームとなり、多くの大工が城下に流入するとともに技術が向上する。</p> <p data-bbox="300 1094 958 1206">これらの技術を有する村上天は、村上天下内の各所に建立された社寺建築を中心に武家住宅や町家の建築に携わった。現在も、浄念寺本堂をはじめとする社寺の虹梁や藁股、木鼻のほか社殿の各所に施された彫刻などの修復作業や若林家住宅などの武家住宅の茅葺屋根の葺き替え、外観改修などによる町家の再生などに村上天が携わっている。茅葺屋根の葺き替え作業などは、歴史的建造物と一体となり、その当時の作業風景を偲ぼせるものである。</p> <p data-bbox="300 1211 958 1326">建築や彫刻とともに発展した彫漆工芸である村上天堆朱は、当時周辺が国内有数の漆の産地であったこともあり、この地域の伝統産業として伝承され現在も制作されている。また、村上天堆朱と並ぶ彫漆工芸の代表作である村上天りのしゃぎり屋台にも村上天は深く関わっており、祭り前に行われるしゃぎり屋台の点検、修理する風景は、祭りの到来が近いことを感じさせるものである。</p> <p data-bbox="300 1331 958 1422">村上天が携わる社寺や武家住宅、町家などの修復作業の風景は、その修復する歴史的建造物と一体となって歴史的な風情を醸し出すものであり、社寺や町家などが立地する町並みと彫漆工芸の代表作である村上天りのしゃぎり屋台が曳き回される様子が一体となった風景とともに後世に残すべきものである。</p> <p data-bbox="613 1437 645 1453">103</p> </div> | <div data-bbox="1223 344 2024 1492"> <p data-bbox="1675 384 1966 400">第2章 村上市の維持向上すべき歴史的風致</p> <p data-bbox="1312 432 1971 475">村上天りのしゃぎり屋台は、江戸時代以来、村上天の手により修理などが行われ、制作当時の形態を残したまま現在に至るまで維持されている。</p> <p data-bbox="1312 480 1971 759">村上天下内外の歴史的建造物の修理、改修等に携わっている「越後村上天建築研究会」は、村上天りのしゃぎり屋台の制作や修理にも関わり、平成7年(1995)の小国町のしゃぎり屋台の解体修理や平成20年(2008)の片町しゃぎり屋台の制作に際しても考証を担当し、村上天の技術を継承した地元の大工や彫師、塗師が、これらのしゃぎり屋台の制作に携わっている。平成時代に入り、にわか屋台であった羽黒町と庄内町の2町において、しゃぎり屋台が制作されたが、この制作にも村上天の技術を受け継いだ職人が携わっており、庄内町のしゃぎり屋台は、平成11年(1999)に基礎となる屋台が制作された後も彫刻や漆塗りなどが施された装飾が少しずつ追加され、平成28年(2016)に全てが完成した。なお、新たな取り組みとして、平成27年度からは、村上天建築組合と村上天高等職業訓練校などが主体となり、しゃぎり屋台の車輪である「大八車」の製作技術の継承を主な目的とした「大八車塾」が開催され、塾生が村上天りのしゃぎり屋台を維持すべき職人となるべく伝統技術の研鑽に取り組んでいる。</p> <div data-bbox="1373 772 1915 962">  </div> <p data-bbox="1525 965 1832 981">図 村上天りの屋台組み立てと車輪修理の様子</p> <p data-bbox="1312 1023 1971 1090">村上天下では、大名の増石に伴って人口増となり、それとともに城下町も拡張された。当然のことながら武家住宅や町家などの建築ブームとなり、多くの大工が城下に流入するとともに技術が向上する。</p> <p data-bbox="1312 1094 1971 1206">これらの技術を有する村上天は、村上天下内の各所に建立された社寺建築を中心に武家住宅や町家の建築に携わった。現在も、浄念寺本堂をはじめとする社寺の虹梁や藁股、木鼻のほか社殿の各所に施された彫刻などの修復作業や若林家住宅などの武家住宅の茅葺屋根の葺き替え、外観改修などによる町家の再生などに村上天が携わっている。茅葺屋根の葺き替え作業などは、歴史的建造物と一体となり、その当時の作業風景を偲ぼせるものである。</p> <p data-bbox="1312 1211 1971 1326">建築や彫刻とともに発展した彫漆工芸である村上天堆朱は、当時周辺が国内有数の漆の産地であったこともあり、この地域の伝統産業として伝承され現在も制作されている。また、村上天堆朱と並ぶ彫漆工芸の代表作である村上天りのしゃぎり屋台にも村上天は深く関わっており、祭り前に行われるしゃぎり屋台の点検、修理する風景は、祭りの到来が近いことを感じさせるものである。</p> <p data-bbox="1312 1331 1971 1422">村上天が携わる社寺や武家住宅、町家などの修復作業の風景は、その修復する歴史的建造物と一体となって歴史的な風情を醸し出すものであり、社寺や町家などが立地する町並みと彫漆工芸の代表作である村上天りのしゃぎり屋台が曳き回される様子が一体となった風景とともに後世に残すべきものである。</p> <p data-bbox="1630 1437 1662 1453">103</p> </div> |



村上市歴史的風致維持向上計画 新旧対照表（平成 29 年度変更分）

| 新  | 旧             |              |    |     |   |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
|--|---------------|--------------|----|-----|---|------|---------------------------------|-----|--------------|----|----|--|---------------------|-----|------|----|---|---|---------------------|-----|------|----|---|---|--------------------|-----|------|----|---|---|--|---------------|----|----|----|-----|------|-------------------------------|-----|--------------|----|----|--|---------------------|-----|------|----|---|---|---------------------|-----|------|----|---|---|--------------------|-----|------|----|---|---|
| <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物の候補建造物名の訂正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p><b>(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象</b></p> <p>歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。</p> <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物の指定対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財保護法第 57 条に基づき文化財登録原簿に登録された文化財（登録有形文化財）である建造物</li> <li>●新潟県文化財保護条例第 5 条に基づき指定された文化財（県指定有形文化財）である建造物</li> <li>●新潟県文化財保護条例第 31 条に基づき指定された文化財（県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物）である建造物</li> <li>●村上市文化財保護条例第 4 条に基づき指定された文化財（市指定有形文化財）である建造物</li> <li>●村上市文化財保護条例第 27 条に基づき指定された文化財（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）である建造物</li> <li>●景観法第 19 条に基づき指定された景観重要建造物</li> <li>●重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物</li> </ul> <p><b>(4) 歴史的風致形成建造物の指定候補</b></p> <p>重点区域において歴史的風致形成建造物として今後指定の候補となる建造物は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 歴史的風致形成建造物指定候補</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建造物名<br/>[所在地]</th> <th>区分</th> <th>年代</th> <th>構造</th> <th>所有者</th> <th>外観写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西奈弥羽黒神社境内<br/>栢社神明宮（社殿）<br/>[羽黒町]</td> <td>県指定</td> <td>元禄 3 年（1690）</td> <td>木造</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧高岡家住宅（主屋）<br/>[庄内町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧岩間家住宅（主屋）<br/>[庄内町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧成田家住宅（主屋）<br/>[新町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">249</p> </div> | 建造物名<br>[所在地] | 区分           | 年代 | 構造  | 所有者   | 外観写真 | 西奈弥羽黒神社境内<br>栢社神明宮（社殿）<br>[羽黒町] | 県指定 | 元禄 3 年（1690） | 木造 | 個人 |  | 旧高岡家住宅（主屋）<br>[庄内町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  | 旧岩間家住宅（主屋）<br>[庄内町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  | 旧成田家住宅（主屋）<br>[新町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 7 章 歴史的風致形成建造物に関する事項</p> <p><b>(3) 歴史的風致形成建造物の指定対象</b></p> <p>歴史的風致形成建造物として指定する建造物は、重要文化財である建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物を除く、以下のいずれかに該当する建造物とする。</p> <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物の指定対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化財保護法第 57 条に基づき文化財登録原簿に登録された文化財（登録有形文化財）である建造物</li> <li>●新潟県文化財保護条例第 5 条に基づき指定された文化財（県指定有形文化財）である建造物</li> <li>●新潟県文化財保護条例第 31 条に基づき指定された文化財（県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物）である建造物</li> <li>●村上市文化財保護条例第 4 条に基づき指定された文化財（市指定有形文化財）である建造物</li> <li>●村上市文化財保護条例第 27 条に基づき指定された文化財（市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物）である建造物</li> <li>●景観法第 19 条に基づき指定された景観重要建造物</li> <li>●重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物</li> </ul> <p><b>(4) 歴史的風致形成建造物の指定候補</b></p> <p>重点区域において歴史的風致形成建造物として今後指定の候補となる建造物は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表 歴史的風致形成建造物指定候補</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建造物名<br/>[所在地]</th> <th>区分</th> <th>年代</th> <th>構造</th> <th>所有者</th> <th>外観写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西奈弥神社境内栢社<br/>神明宮（社殿）<br/>[羽黒町]</td> <td>県指定</td> <td>元禄 3 年（1690）</td> <td>木造</td> <td>個人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧高岡家住宅（主屋）<br/>[庄内町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧岩間家住宅（主屋）<br/>[庄内町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧成田家住宅（主屋）<br/>[新町]</td> <td>市指定</td> <td>江戸後期</td> <td>木造</td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">249</p> </div> | 建造物名<br>[所在地] | 区分 | 年代 | 構造 | 所有者 | 外観写真 | 西奈弥神社境内栢社<br>神明宮（社殿）<br>[羽黒町] | 県指定 | 元禄 3 年（1690） | 木造 | 個人 |  | 旧高岡家住宅（主屋）<br>[庄内町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  | 旧岩間家住宅（主屋）<br>[庄内町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  | 旧成田家住宅（主屋）<br>[新町] | 市指定 | 江戸後期 | 木造 | 市 |  |
| 建造物名<br>[所在地]  | 区分            | 年代           | 構造 | 所有者 | 外観写真  |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 西奈弥羽黒神社境内<br>栢社神明宮（社殿）<br>[羽黒町]  | 県指定           | 元禄 3 年（1690） | 木造 | 個人  |     |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧高岡家住宅（主屋）<br>[庄内町]  | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |    |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧岩間家住宅（主屋）<br>[庄内町]  | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |    |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧成田家住宅（主屋）<br>[新町]   | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |    |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 建造物名<br>[所在地]  | 区分            | 年代           | 構造 | 所有者 | 外観写真  |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 西奈弥神社境内栢社<br>神明宮（社殿）<br>[羽黒町]  | 県指定           | 元禄 3 年（1690） | 木造 | 個人  |   |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧高岡家住宅（主屋）<br>[庄内町]  | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |  |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧岩間家住宅（主屋）<br>[庄内町]  | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |  |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |
| 旧成田家住宅（主屋）<br>[新町]   | 市指定           | 江戸後期         | 木造 | 市   |  |      |                                 |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |  |               |    |    |    |     |      |                               |     |              |    |    |  |                     |     |      |    |   |   |                     |     |      |    |   |   |                    |     |      |    |   |   |